

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日曜日に  
がと、  
日替り  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 種畜証明書の有効期限の延長(畜産課)

定期種畜検査の実施( )

土地改良区の役員の就任(二件)(農村整備課)

土地改良区の役員の就退任(二件)( )

土地改良区の役員の退任( )

土地改良事業の工事の完了( )

保安林の指定の解除予定(七件)(森林保全課)

生産事業者の登録の失効( )

遊漁規則の変更の認可(水産課)

基本測量の実施(管理課)

◇ 公 告 鳥取県公文書公開条例の運用状況(総務課)

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

◇ 正 誤 平成六年四月鳥取県告示第三百二十八号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第三百四十八号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第六条第二項の規定に基づき、平成五年度定期種畜検査を受けた種畜については、現在交付されている種畜証明書の有効期限が当該種畜に係る平成六年度定期種畜検査の日まで延長されたので、同法第八条第二項の規定により告示する。

平成六年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第三百四十九号

家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第一項の規定に基づき、農林水産大臣から平成六年度定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査日時	検査場所	家畜の種類
平成六年五月九日 午前十時	鳥取市国安 鳥取家畜保健衛生所	乳用牛、肉用牛、 豚及び馬
平成六年五月九日 午後一時	倉吉市大塚 中部家畜市場	〃

平成六年五月九日 午後三時	東伯郡赤碕町大字出上 家畜改良センター鳥取牧場	〃
平成六年五月十日 午前十時	西伯郡岸本町大字久古 西部家畜市場	〃
平成六年五月十日 午後一時	西伯郡西伯町大字絹屋 鳥取県中小家畜試験場	〃
平成六年五月十日 午後三時	東伯郡赤碕町大字松谷 鳥取県畜産試験場	〃

**鳥取県告示第三百五十号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり鴨ヶ池土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 勝 部 一 夫 米子市福万四九八―二

平成六年三月十三日就任 任期平成九年三月二十二日まで

**鳥取県告示第三百五十一号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

監事 宮 本 昇 東伯郡東郷町大字松崎六〇―一

平成六年三月五日就任 任期平成九年五月二十六日まで

**鳥取県告示第三百五十二号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり飯盛山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 奥 田 優 八頭郡佐治村大字津無三六〇

〃 西 尾 文 雄 八頭郡佐治村大字津無六六

〃 前 田 寛 文 八頭郡佐治村大字津無一〇八

〃 小 谷 俊 一 朗 八頭郡佐治村大字加瀬木三八九

〃 西 尾 明 敏 八頭郡佐治村大字加瀬木一三四〇

〃 西 尾 隆 之 八頭郡佐治村大字津無四七九

〃 下 石 讓 八頭郡佐治村大字畑二三八

監事 中 谷 庄 治 八頭郡佐治村大字高山六一

〃 西 尾 洋 一 郎 八頭郡佐治村大字津無四五四

〃 谷 上 正 樹 八頭郡佐治村大字余戸三九九

平成六年二月二十八日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 西尾文雄 八頭郡佐治村大字津無六六

〃 前田寛文 八頭郡佐治村大字津無一〇八

〃 西尾明敏 八頭郡佐治村大字加瀬木一三四〇

〃 山下篤 八頭郡佐治村大字津無二五三

〃 下石護 八頭郡佐治村大字畑二三三八

〃 西尾隆之 八頭郡佐治村大字津無四七九

〃 谷上正樹 八頭郡佐治村大字余戸三九九

監事 西尾洋一郎 八頭郡佐治村大字津無四五四

〃 小谷俊一郎 八頭郡佐治村大字加瀬木三八九

〃 小谷拓 八頭郡佐治村大字津無四三三

平成六年三月一日就任 任期三年

鳥取県告示第三百五十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久米土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 山根勝美 倉吉市桜四二九

〃 柴山正行 倉吉市横田六八六

〃 杉本美義 倉吉市上福田四九五

〃 野谷貞一 倉吉市三江四六四一一

〃 徳田早苗 倉吉市福光四四二

〃 田中敏男 倉吉市上米積八一五一一

〃 小谷龍之進 倉吉市福積一一八

〃 藤田勝 倉吉市福本一七五

〃 福有裕美 倉吉市上大立三一〇

〃 福井美雄 倉吉市般若二九八

〃 山本衛 倉吉市三江二一〇

〃 楠本正壽 倉吉市服部六〇五

〃 朝倉康信 倉吉市岡三〇八

〃 山根哲邦 倉吉市河来見五八一

〃 清水亨 倉吉市尾田一七五

監事 岩本壽明 倉吉市横田一一八一三

〃 大田義雄 倉吉市服部四四四

〃 松井利行 倉吉市三江一四四一一

平成六年三月十八日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 山根勝美 倉吉市桜四二九

〃 柴山正行 倉吉市横田六八六

〃 杉本美義 倉吉市上福田四九五

〃 野谷貞一 倉吉市三江四六四一一

〃 松島和昭 倉吉市福本一一一

〃 田中敏男 倉吉市上米積八一五一一

〃 福有裕美 倉吉市上大立三一〇

〃 福井美雄 倉吉市般若二九八

〃 山本衛 倉吉市三江二一〇

〃 田 中 收 倉吉市福積六八一  
 〃 楠 本 正 壽 倉吉市服部六〇五  
 〃 朝 倉 康 信 倉吉市岡三〇八  
 〃 池 本 宏 之 倉吉市福光四二八  
 〃 山 根 哲 邦 倉吉市河采見五八一  
 〃 清 水 亨 倉吉市尾田一七五  
 監 事 松 井 利 行 倉吉市三江一四四―二  
 〃 田 村 範 幸 倉吉市服部二三二  
 〃 太 田 進 博 倉吉市横田三五五―一  
 平成六年三月十九日就任 任期四年

**鳥取県告示第三百五十四号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大誠土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所  
 理 事 金 山 正 夫 東伯郡大栄町大字東園三六三  
 平成五年十二月一日退任

**鳥取県告示第三百五十五号**

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成六年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
県営ほ場整備事業 社地区（第一工区） 区画整理	平成六年三月二十九日
県営ほ場整備事業 社地区（第二工区） 区画整理	〃
県営ほ場整備事業 社地区（第三工区） 区画整理	〃
県営ほ場整備事業 社地区（第四工区） 区画整理	〃
県営かんがい排水事業 カウモ井手地区 農業用排水	平成六年三月二十日
県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 舎人地区 農道整備	平成六年三月二十五日
県営農地開発事業 立縫地区 農用地造成	平成六年三月二十日

**鳥取県告示第三百五十六号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
西伯郡大山町鉾戸字向原一五四四の一三から一五四四の一五まで
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

**鳥取県告示第三百五十七号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字篠谷山一の一・一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第三百五十八号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字中津字市ノカヤ・八頭郡河原町大字北村字御滝山（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課並びに三朝町役場及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第三百五十九号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字江波字大畑ヶ谷一〇四六の七・一〇四六の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第三百六十号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字澄水字大谷東平六八六の八・六八六の九から六八六の十二まで  
(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第三百六十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成六年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字奥山ノ内東秋葉一一四四の一一・一一四四の三三(以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。)、一一四四の二〇・一一四四の二八(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一一四四の二二・一一四四の三〇・一一四四の三一・一一四四の三七・一一四四の三八(以上五筆国有林)、一一四四の三三、一一四四の三二、字奥山ノ内西秋葉一一四七の九・一一四七の二〇・一一四七の一

九(以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。)、一一四七の一一・一一四七の一

二・一一四七の一七・一一四七の一八(以上四筆国有林)、一一四七の二三、一一四七の一・一一四七の一五・一一四七の二四(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、大字福永字奥山四五七の二(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

ダム用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字奥山ノ内東秋葉一一四四の三四・字奥山ノ内西秋葉一一四七の二〇から一一四七の二三まで・字奥山ノ内中谷一一四八の六一から一一四八の六三まで・一一四八の六六・一一四八の六七・一一四八の七三・一一四八の八

四・字奥山次一東平一一四五の二五・一一四五の二六(以上二筆国有林)、字奥山次一西平一一四六の五(国有林。次の図に示す部分に限る。)、字奥山次西平一一四六の二六・一一四六の二七・字奥山次一西平一一四六の二八・一一四六の三〇・一一四六の五一・大字福永字奥山四五七の二(以上六筆国有林)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

ダム事業用地とするため

三 解除予定に係る保安林の所在場所

三 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字奥山ノ内東秋葉一一四四の三六(国有林)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

ダム事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び東伯町役場に

備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第三百六十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字穴鴨字水原一三七五の二・一三七五の四九から一三七五の五二まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字大谷一三九八の四二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百六十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成六年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
18	小椋 政美	東伯郡三朝町大字木地山七	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	小椋 政美 苗畑	東伯郡三朝町大字木地山
37	広田 定子	東伯郡三朝町大字柿谷九七	〃	広田 定子 苗畑	東伯郡三朝町大字柿谷
183	河本亀美男	東伯郡三朝町大字穴鴨二四三一	〃	河本亀美男 苗畑	東伯郡三朝町大字穴鴨
201	西谷 一朗	倉吉市森二四四	〃	西谷 一朗 苗畑	倉吉市森
235	牧田 克己	東伯郡北条町大字米里一七八	〃	牧田 克己 苗畑	東伯郡北条町大字米里

鳥取県告示第三百六十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 漁業権者の名称及び住所

天神川漁業協同組合

倉吉市大平町一〇三一一

- 二 漁業権の免許番号  
共同漁業権内共第二号
- 三 認可に係る変更の内容  
次のとおり遊漁料の額を改めること。

漁具又は漁法	期間	遊 漁 料		摘 要
		現 行	改 正 後	
さお釣又はたも網	年間	五、〇〇〇円	八、〇〇〇円 (ただし、にじます、やまめ、いわな又はあまごに係るさお釣りにあつては、五、〇〇〇円)	
あゆ又はこいに係る投網	年間	一〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	さお釣又はたも網を併用する場合を含む。

**鳥取県告示第三百六十五号**

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成六年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（1/2・5万地形図修正測量）
- 二 作業期間 平成六年四月十一日から平成七年三月十五日まで
- 三 作業地域 八頭郡若桜町

公 告

鳥取県公文書公開条例（昭和63年3月鳥取県条例第2号）第17条の規定により、平成5年4月1日から平成6年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成6年4月15日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

(件)

公文書開示請求	処 理 状 況			
	開 示	部分開示	非開示	取 下 げ
15	8	6	0	1

2 公文書開示請求の実施機関別内訳

(件)

知 事	1 5
知 事 (企 業 局)	0
教 育 委 員 会	0
選 挙 管 理 委 員 会	0
人 事 委 員 会	0



監 査 委 員 会	0
地 方 労 働 委 員 会	0
収 用 委 員 会	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0
合 計	15

3 開示請求の区分 (件)

県の区域内に住所を有する者	14
県の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体	1
合 計	15

4 不服申立ての件数及び処理状況 (件)

件数	処 理 状 況			
	鳥取県公文書開示審査会 諮 問	審 議 中	答 申	異 議 申 立 て に 対 す る 決 定 等
1	—	—	1	認 容 一 部 認 容 棄 却 却 下 検 討 中 取 下 げ

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成6年4月 日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者を対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受講対象者
初心者講習	平成6年5月17日 午前10時00分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟2階第二執 行部控室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉吉 の各警察署の管内に 居住する者
経験者講習	平成6年5月10日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市龍町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	倉吉、八橋、米子、 境港、溝口及び黒坂 の各警察署の管内に 居住する者
	平成6年5月26日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟2階第二執 行部控室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉吉 の各警察署の管内に 居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時30分
- イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考查

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考查を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 5,700円
- イ 経験者講習 2,200円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

正 誤

平成六年四月鳥取県告示第三百二十八号（保安林の指定の解除について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

- |   |   |      |        |        |
|---|---|------|--------|--------|
| 頁 | 段 | 行    | 誤      | 正      |
| 二 | 下 | 前から八 | 八六三の五七 | 八六三の五八 |